

◎こんなときはご相談を

納税の猶予

次の場合で納税できないときには、申請することにより納税が猶予されることがあります。

なお、猶予される金額が100万円を超え、かつ、徴収猶予期間が3月を超える場合には、原則として担保の提供が必要です。

猶予される期間は1年以内（事情により最高2年まで）です。

- ①財産が災害（震災、風水害、火災など）または盗難にあったとき
- ②本人や生計を一にする親族が病気や負傷をしたとき
- ③事業を廃止又は休止したとき
- ④事業に大きな損失を受けたとき

納期限の延長

災害などにより、納期限までに納税や申告ができないときには、申請すること等により納期限が延長されます。

延長される期限は、災害などがやんだときから2か月以内です。

県税の免除(主なもの)

次の県税については、それぞれの理由に該当する場合には、申請することにより県税が減額又は免除されることがあります。

●災害により被害を受けた方を対象としたもの

《個人事業税》

- ・災害により被害を受けた場合

《不動産取得税》

- ・災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を2年以内に取得した場合
- ・取得した不動産がその直後に災害を受けた場合

《自動車税》

- ・災害などにより被害を受けた場合

●身体障がい者、精神障がい者及び知的障がい者の方などを対象としたもの

《自動車税》

- ・一定の等級以上の身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者など及びこれらの方々と生計を一にする家族の方が所有又は取得する自動車で、該当者、その家族の方若しくは身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する方が専らその障がい者の通院、通学等に使用する場合

不服申立て

県税の課税や徴収の処分に不服があるときや、申請等に対して決められた期間に県が対応を行わなかったとき（不作為）に、不服申立てを行うことができます。

不服申立てを行う場合は、原則、課税や徴収の処分の通知書が届いた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をする必要があります。

また、処分の取消しの訴えは、一部の処分を除き、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、下記の場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

●処分に対して不服申立てを行うとき

